

みどり市 企業立地優遇制度のご案内

みどり市外から市内へ新たに進出した企業や、事業拡大を目的に、市内にある事業所を市内に移設または増設を行う企業へ奨励金を交付します。

《 1 : 企業立地促進奨励金 》

**立地に係る、固定資産税 3 年間分を交付！
限度額はありませ**

《 2 : 雇用奨励金 》

**立地に伴う、新規地元常用従業員 1 人につき
20 万円・3 年間分を交付！
人数制限はありませ**

《対象業種（下記を除くすべての業種）》

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ③ 貸金業又はそれに類する事業
- ④ その他市長が条例の目的に合致しないと認める事業

《指定申請》

工事着手 30 日前までに申請

(詳細は裏面へ)

《指定要件》

(1) 新設（下記項目すべてに該当すること）

(2) 増設・移設（下記項目すべてに該当、または①、②及び④に該当すること）

| | 新設 | 増設・移設 |
|-------------|--------------------------------|-------------------------|
| ① 事業所用地※ | 3,000 m ² 以上 | 1,000 m ² 以上 |
| ② 投下固定資産額 | 3,000 万円以上 | 1,000 万円以上 |
| ③ 新規地元常用従業者 | 5 名以上 | 2 名以上 |
| ④ 公害について | 発生の恐れがない、又は発生の防止に必要な措置を講じていること | |

※事業所の用地を取得（契約期間 10 年以上の借地を含む）し、3 年以内に操業を開始すること

《優遇措置》

| 1：企業立地促進奨励金 | 2：雇用奨励金 |
|---|--|
| 立地に係る固定資産税が課せられることになった最初の年度から <u>3 年間</u> ※、それぞれの年の課税基準日より算定される固定資産税相当額 | 立地に伴う新規地元常用従業者 1 名あたり 20 万円、交付期間は操業開始日から <u>3 年間</u> ※（操業開始日から起算して 1 年以内に雇用） |
| 交付申請：固定資産税納付後 | 交付申請：1 年以上の継続雇用確認後 |

※みどり市都市計画マスタープランに設定された工業系ゾーン及び工業系土地利用誘導ゾーンに企業立地をする場合は 5 年間

.....

《問い合わせ先》

みどり市役所 産業観光部 商工課 企業誘致推進室

TEL：0277-76-1938 FAX：0277-76-9049

受付時間：平日 8:30～17:15

～お気軽にお問い合わせください！！～